

所管部課		教育部生涯学習課及び中央図書館		部長	田口 茂夫				
件 名		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理 に関する規則について			区分		1 審議事項	☐	2 報告事項
関係 事項	条例 規則	東大和市立図書館条例施行規則 東大和市民会館条例施行規則							
	部課 機関	生涯学習課及び中央図書館							
1. 要 旨 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類である「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」の創設等が行われることから、「禁錮」の文言を規定する2つの規則（東大和市立図書館条例施行規則及び東大和市民会館条例施行規則）を一括で改正するものである。 (1) 一括改正する規則 第1条 東大和市立図書館条例施行規則 第2条 東大和市民会館条例施行規則 (2) 改正内容 2つの規則中「禁錮」の文言を、「拘禁刑」に改める。 (3) 施行日 令和7年6月1日									
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） (1) 総務課審査済み (2) 令和7年3月24日開催の令和7年第3回東大和市教育委員会定例会において審議済み									
3. 留意事項（問題点等）									
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、必要な事務を進める。									
5. 審議結果									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。